

平成 29 年度不服申し立ての処理状況

平成 30 年 4 月 3 日現在

種類	処分庁	処分等の根拠法令	前年度未処理件数	本年度申立件数	本年度処理件数								本年度取下件数	本年度未処理件数
					処理内容(内訳)				処理期間(内訳)					
					容認	棄却	却下	その他	90日未満	90日以上180日未満	180日以上270日未満	270日以上		
審査請求	市長	阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例	0	2	2	2					2		0	0

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の不服申し立てを対象としています。

行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号・旧法)の適用を受ける不服申し立ては、含まれていません。